広報 にしごう

2024
2
月号

表紙

令和６年
20歳の成人式

目次

▶ フォトニュース（令和６年20歳の成人式）－２
▶ 議会報告－６
▶ ピックアップ情報－８
▶ 確定申告について－１０
▶ 暮らし・その他の情報－１４
▶ 安心・安全情報－１７
▶ 健康・医療情報－１８
▶ 福祉情報－２０
▶ 農業に関する情報－２１
▶ にしごうの話題－２２

令和６年

西郷村

20歳（ハタチ）の成人式

１月７日、グランドエクシブ那須白河で「20歳（ハタチ）の成人式」が行われました。男性78名、女性73名、合計151名が出席しました。

式では、実行委員会の大倉 麻愛さん、吉田 遥大さんが司会進行を務めました。代表として仁平 鴻成さんが成人証書と記念品を受け取り、小山田 駿也さんが誓いのことばを述べました。

実行委員のみなさん

司会：大倉（おおくら） 麻愛（まい）さん

●将来の夢
柔道整復師

●実行委員としての想い
緊張よりもみんなと再会できることが楽しみです。実行委員会に携わることができてありがたいです。

司会：吉田（よしだ） 遥大（はると）さん

●将来の夢
アナウンサー、リポーター

●実行委員としての想い
話すことが好きで、司会進行に携わることができて嬉しいです。中学校卒業以来の友人に会うのが楽しみです。

成人証書授与：仁平（にへい） 鴻成（こうせい）さん

●将来の夢
地元で活躍する中学校の数学教員

●実行委員としての想い
成人の自覚が強くなったので、代表としてしっかり自信をもって開催をサポートしたいです。

誓いのことば：小山田（おやまだ） 駿也（しゅんや）さん

●将来の夢
これから夢を見つけたい

●実行委員としての想い
みんなの想いを自分なりの言葉で伝え、責任をもって誓いの言葉を述べたいです。

20歳（ハタチ）の成人式　おめでとうございます！

令和５年度 一般会計・特別会計補正予算【12月】

〈議案第76号～第80号、第86号～90号〉

一般会計・特別会計補正予算			
会計	既決額	補正額	予算総額
一般会計	15,463,172	206,347	15,669,519
国民健康保険特別会計	1,670,105	107,788	1,777,893
介護保険事業特別会計	1,411,632	65,681	1,477,313

（単位：千円）

小規模道水路整備事業、後期高齢者医療事務費などに関する補正予算が提出され、可決されました。

公営企業会計補正予算				
会計		既決額	補正額	予算総額
水道事業会計	収益的収入	351,439	△1	351,438
	収益的支出	351,439	△1	351,438
工業用水道事業会計	収益的支出	343,533	0	343,533
下水道事業会計	収益的支出	747,629	9,086	756,715
	資本的支出	453,948	△5,082	448,866

（単位：千円）

第３回西郷村議会臨時会

令和５年第３回臨時会が12月27日に行われました。村長提出議案３件が原案可決されました。議案名、議決結果については、次のとおりです。

議案番号	件名 議案の概要	議決結果
村長提出議案等		
議案第92号	**新庁舎整備事業 令和５・６・７年度債務負担行為西郷村新庁舎建設工事請負契約について** 西郷村新庁舎建設工事について、議会の議決に付すべき工事請負契約案件であるため、議決を求めました。	原案可決
議案第93号	**令和５年度西郷村一般会計補正予算（第８号）**	原案可決
議案第94号	**西郷村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例** 土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって村民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図るため、この条例を制定しました。	原案可決

令和５年度 一般会計補正予算【12月】

〈議案第93号〉

一般会計補正予算				
事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
西郷村生活改善センター解体工事	令和５年度～令和６年度	総事業費 36,000千円	補正前に同じ	総事業費 44,000千円

債務負担行為の補正予算が提出され、可決されました。

▲鈴木庄一氏の辞令交付式が12月27日に行われました（議案第91号 固定資産評価審査委員会委員関係）

人権擁護委員の委嘱

▲委嘱状交付を受けた白土委員（中央左）と鈴木委員（中央右）

第３回定例会において適任と認められた人権擁護委員、白土典子氏と鈴木達夫氏に委嘱状が交付されました。

委嘱期間は、令和６年１月１日から３年間となります。

問 議会事務局　☎ 25-2980

議会報告

第４回西郷村議会定例会

令和５年第４回定例会が12月５日から12月15日までの11日間の会期で行われました。令和５年度一般会計及び特別会計の補正予算など、村長提出議案17件が原案可決、委員の選任１件が同意されました。また、議会提出議案２件が原案可決されました。議案名、議決結果については、次のとおりです。

議案番号	件名 議案の概要	議決結果
村長提出議案等		
議案第74号	**西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例** 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和５年法律第31号）により地方税法の一部が改正され、令和６年１月から出産被保険者に係る国民健康保険税の軽減措置が講じられることに伴い、所要の改正をしました。	原案可決
議案第75号	**西郷村道路線の認定について** 小田倉向原13号線及び小田倉向原14号線について開発行為に伴い地域住民の生活用道路として、新たに村道に認定をしました。	原案可決
議案第76号	**令和５年度西郷村一般会計補正予算（第６号）**	原案可決
議案第77号	**令和５年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）**	原案可決
議案第78号	**令和５年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第３号）**	原案可決
議案第79号	**令和５年度西郷村水道事業会計補正予算（第２号）**	原案可決
議案第80号	**令和５年度西郷村下水道事業会計補正予算（第３号）**	原案可決
議案第81号 議案第82号 議案第83号 議案第84号	**議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例** **村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例** **職員の給与に関する条例の一部を改正する条例** **西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例** 議案第81号から議案第84号は、福島県人事委員会の勧告等により、職員の期末手当の支給率を引き上げること等について所要の改正をし、これに準じて議会議員、村長等及び会計年度任用職員の給与について所要の改正をしました。	原案可決
議案第85号	**特定防衛施設周辺整備調整交付金事業令和５年度施工雪割橋公園整備工事（第１工区）請負契約について** 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業雪割橋の公園整備工事について、議会の議決に付すべき工事請負契約案件であるため、議決を求めました。	原案可決
議案第86号	**令和５年度西郷村一般会計補正予算（第７号）**	原案可決
議案第87号	**令和５年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第４号）**	原案可決
議案第88号	**令和５年度西郷村水道事業会計補正予算（第３号）**	原案可決
議案第89号	**令和５年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第３号）**	原案可決
議案第90号	**令和５年度西郷村下水道事業会計補正予算（第４号）**	原案可決
議案第91号	**西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について** 西郷村固定資産評価審査委員会委員　北島民治氏が、令和５年12月21日をもって任期満了となることに伴い、新たに鈴木庄一氏を委員として選任したいため、議会の同意を求めました。	同意
議会提出議案等		
発議第５号	**健康保険証廃止の中止を求める意見書の提出について**	原案可決
発議第６号	**国民の命と健康を守るため、政府の責任ですべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書の提出について**	原案可決

令和６年能登半島地震義援金の受付について

令和６年１月１日、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、それに伴う津波や火事、家屋の倒壊により、多数の死傷者が確認されています。この地震で被災された方々を支援するため、村では、下記の場所に募金箱を設置しています。

皆さまの温かいご支援をお願いします。

▶受付期間

12月27日㈮まで

▶設置場所

西郷村役場本庁舎１階、西郷村文化センター、西郷村保健福祉センター、西郷村社会福祉協議会、まるごと西郷館

▶振り込みの場合

日本赤十字社のホームページをご覧ください。

村ホームページはこちら

日本赤十字社ホームページはこちら

問 西郷村社会福祉協議会 ☎25-5454
問 総務課（庶務係） ☎25-1112

にしごうフォトコンテスト2024作品募集

▶日程

応募（投稿）期間：令和６年１月４日㈭～２月15日㈭

1. 一次審査：令和６年２月下旬（予定）
   ・審査員による審査で、入賞18作品を選出します。
   ・審査基準は、「西郷村（撮影スポット）の魅力が伝わり、西郷村（撮影スポット）に行ってみたくなるような作品かどうか」です。
2. 最終審査：令和６年３月上旬（予定）
3. 結果発表：令和６年３月中旬（予定）　最終結果および入賞作品を、ホームページ等で発表します。

▶応募方法

1. 応募投稿するSNSで西郷村のアカウントをフォローする。
   ・インスタグラムで投稿する場合、西郷村のアカウント「@nishigo_village」をフォローする。
   ・フェイスブックで投稿する場合、西郷村のページをフォローする。（vill.nishigoで検索してください）
2. 応募期間中に、「自然風景」「歴史」「食」といった西郷村の魅力が伝わる写真に「#にしごうフォトコンテスト2024」のハッシュタグを付けて投稿する。

【注意事項】

・作品は西郷村内で撮影したものに限ります。投稿写真のキャプションには撮影場所を記載してください。
・過去に投稿された写真でも応募可能です。「#にしごうフォトコンテスト2024」のハッシュタグをつけて、再投稿してください。
・応募期間中であれば、お一人様何回でも投稿可能ですが、入賞はお一人様１作品とさせていただきます。
※応募件数が10点を超えた場合、投稿の古い順に10点を応募作品とします。また、１回の投稿で10点を超える添付がある場合は先頭の写真から10点までを応募作品とします。
・応募期間中にアカウントを「非公開」に設定している場合は、応募が無効になります。

▶各賞

・最優秀賞［1名様］
・優秀賞［2名様］
・優良賞［5名様］
・特別賞［10名様］

たくさんの応募お待ちしてます♪

受賞された方には、豪華賞品をプレゼント！

詳細はこちら（村ホームページ）

問 総務課（広報広聴係）
☎25-1112

土砂等の埋め立て等には許可が必要になります

令和５年第３回西郷村議会臨時会において、西郷村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例が可決され、令和６年４月１日より施行されます。

▶条例制定の目的

土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことで、良好な自然環境や生活環境を保全するとともに、土壌汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止し、村民の安全を確保することを目的としています。

▶条例の概要（許可申請が必要な埋立て等）

埋立て等が以下のいずれかに該当する場合は村長の許可が必要です。

① 事業区域の面積が500平方メートル以上となるもの
② 土砂等の埋立て等区域が２区域以上連続している場合（連続していなくても一体性があると認めた場合も含む）、これらの埋立て等区域の面積の合計が500平方メートル以上となるもの
③ 土砂等の埋立て等を行う日前３年以内に土砂等の埋立て等が行われた区域に隣接した土地で、土砂等の埋立て等を行う場合、これらの土地の面積の合計が500平方メートル以上となるもの
※ 公共事業、他法令の許認可等を受けて行う事業、その他軽微な事業で不適切な土地の埋立て等となる恐れがない事業は、許可が不要または申請に伴う必要書類の一部が省略できる場合があります。

【盛土】
周辺地盤面より高くなるように土砂を盛ること

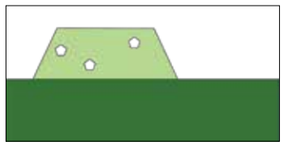

【埋立て】
周辺地盤面より低い箇所を埋立てること

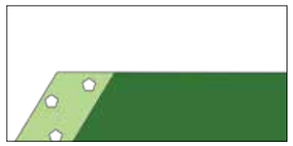

【堆積】
一時的に土砂を盛ること（仮置き）

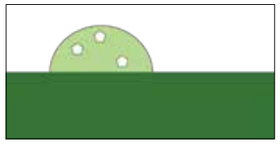

▶事業者・土地所有者の責務

【土砂等の埋立て等を行う方】

周辺住民等の理解を得るよう説明会の開催等を行う必要があります。また、災害を防止し、住民生活の安全の確保および生活環境の保全のために万全の措置を取り、土砂等の埋立て等で苦情又は紛争が起こった時は、その解決に努める必要があります。

【土砂等を排出する方】

土砂等の発生を抑制する必要があります。また、発生した土砂等の汚染状態を確認し、処分方法、処分先など適切な処分が行われるよう土地の埋立て等を行う方へ適正な指示をする必要があります。

【土砂等を運搬する方】

運搬する土砂等により、不適切な事業が行われないよう運搬する土砂等の汚染状態を確認し、土壌汚染の恐れがある土砂等を運搬しないよう努める必要があります。

【土地所有者の方】

土砂等の埋立て等による土壌汚染および災害の発生の恐れのある行為を行う方に、土地の提供をしないよう努める必要があります。また、住民生活の安全確保および生活環境保全のため、万全の措置を取るよう事業主と協議し、定期的に埋立て等の状況を確認する必要があります。

▶土壌安全基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止

土壌安全基準（※）等に適合しない土砂等を使用した埋立て等を行うことは禁止されます。
※ 埋立て等に使用される土砂等の汚染状態に係る基準で、国が定めた「土壌の汚染に係る環境基準」等に準じています。

村ホームページはこちら

問 環境保全課（環境衛生係）
☎25-2197

確定申告について

② 確定申告の方法について

▶ 電子申告（e-Tax）について

確定申告が必要な方は電子申告（e-Tax）により、インターネットやスマートフォンを利用して自宅や職場から確定申告ができます。青色申告決算書や収支内訳書の作成も可能で、確定申告期間中は 24 時間利用できます。税務署や村での手続きも不要になりますのでぜひご利用ください。

※ 利用にはマイナンバーカードが必要になります。
詳しくは下記のホームページからご確認ください。
https://www.e-tax.nta.go.jp/index.html

詳しくはこちら
（e-Tax ホームページ）

▶ 白河税務署にて（白河税務署から申告書作成会場開設のお知らせ）

白河税務署では、申告書作成会場を次の通り開設します。

開設場所	白河市産業プラザ人材育成センター　2 階講堂（白河市中田 140）
開設日時	2 月 16 日㈮～ 3 月 15 日㈮　9:00 ～ 16:00　※土曜・日曜・祝日を除きます。

会場では、ご自宅からと同様にご自身のスマホにより、ご自分で申告書等を作成していただきます。スマートフォン及びマイナンバーカード（登録した 2 種類のパスワード）、利用者識別番号（パスワード）があればスムーズに作成できます。

なお、会場への入場には、「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、会場での当日配付と LINE による事前発行があります。詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。「入場整理券」の配付状況に応じて、後日来場をお願いすることもあります。

※ 提出のみの方は、郵送または、白河税務署（本庁舎）に提出をお願いします。

詳しくはこちら
（国税庁ホームページ）

入場整理券はこちら
（国税庁公式 LINE）

問 白河税務署
☎ 22-7111（代表）

▶ 村役場にて

申告当日の待ち時間を短縮して混雑緩和を図るために、予約制となります。**申告会場前での当日受付は行いませんのでご注意ください。**

【申告受付の日程表】

期間	対象となる方	受付時間
2 月 16 日～ 2 月 29 日	給与・年金のみの方	8:45 ～ 11:15、13:00 ～ 15:00（15 分間隔）
3 月 1 日～ 3 月 15 日	事業所得がある方、その他所得がある方	8:45 ～ 11:30、13:00 ～ 14:45（30 分間隔）

【会場】
役場庁舎前プレハブ会議室

【予約方法】

インターネットでの予約	窓口・電話での予約
西郷村ホームページからの予約となります。パソコンもしくはスマートフォンから予約が可能です。 QR コードからアクセスすることができます。 予約ページはこちらから	下記の問合せ先までお申込みください。 電話・窓口での予約の際は「確定申告の予約で連絡した」とお伝えいただくとスムーズです。 **税務課　☎ 25-1113**

確定申告（住民税申告）をお忘れなく！

確定申告（住民税申告）期間は、2 月 16 日㈮ から 3 月 15 日㈮まで！

① 申告をしなければならない人・申告することができる方

▶ 確定申告をしなければならない方

□ 農業や営業等などの事業を営んでいる方、地代、家賃などの不動産収入があった方

□ 給与所得者で下記のいずれかに該当する方
- その年の給与の**収入**金額が 2,000 万円を超える方
- 給与所得以外の**所得**が 20 万円を超える方
- 2 ヶ所以上から給与を得ていて主たる給与の支払者以外のものからの給与**収入**と給与所得以外の**所得**の合計額が 20 万円を超える方

□ 年金受給者で下記のいずれかに該当する方
- 年金の**収入**金額が 400 万円を超える方
- 年金以外の**所得**金額の合計金額が 20 万円を超える方

収入と所得は異なります

収入とは…給与や賞与など、1 年間で会社等から支給される金銭の合計額のこと
所得とは…収入から必要経費を差し引いた金額のこと

▶ 確定申告をすることができる方

□ 税金の還付を受けるために確定申告をする方
- 源泉徴収等によって所得税等を納税している方は、確定申告をすることで所得税等の還付を受けられる場合があります。

□ 損失の繰越し等をするために確定申告をする方

Q 年金生活だけど確定申告は必要なの？

公的年金等の収入金額の合計が 400 万円以下で、かつ公的年金以外の所得金額が 20 万円以下の場合は確定申告が不要となります。ただし、確定申告または住民税申告をすることで、所得税の還付を受けたり住民税額が低くなったりする場合があります。

各種所得控除等を追加する場合などには**住民税の申告が必要となり、これにより住民税額などに影響する場合があります。**（右図参照）

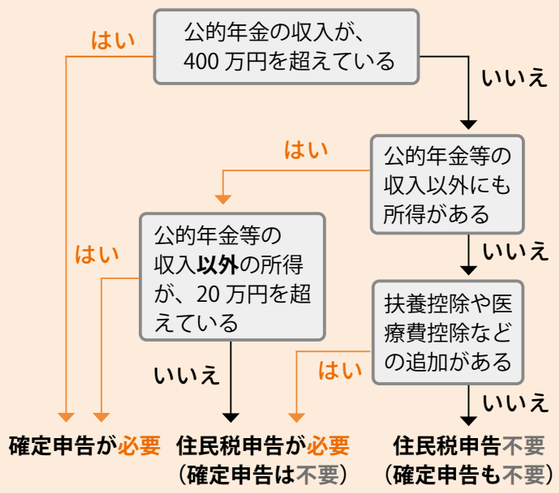

⑤ 住民税申告について

自分の収入を申告する方法には「確定申告」と「住民税申告」の 2 つがあります。

・確定申告
その年の所得税を確定させるもの　管轄：税務署
・住民税申告
来年度の住民税を算定するためのもの　管轄：市町村

会社で年末調整をしている方や、年金収入のみの方などは確定申告と住民税申告をする必要はありません。なぜなら、本人の収入や扶養親族の情報は、会社や年金事務所から税務署と市町村へ伝えられるからです。その情報を基に、税務署ではその年の所得税を、役場では来年の住民税を算定します。

また、給与や年金以外に一定の収入がある方、自営業の方、医療費控除や住宅ローン控除を適用して税の還付を受けたい方など、確定申告が必要な方は、確定申告を行うとその申告内容が税務署から市町村へ伝えられるため、住民税申告をする必要はありません。

このように、年末調整や確定申告をすると住民税申告はしなくてよいのですが、確定申告が不要な方で下記に当てはまる場合は、住民税申告が必要となります。

▶ 住民税申告が必要な方

① 昨年の収入がない方
② 非課税の収入のみの方（例：障害年金、遺族年金、失業保険の保険金など）
③ 会社で年末調整をしたが、下記に該当する方
・給与以外に 20 万円以下の**所得**がある方
・2 ヵ所以上から給与を得ていて主たる給与の支払者以外のものからの給与収入と給与所得以外の所得の合計額が 20 万円を超えていない方
④ 年金の収入が 400 万円以下で、他に 20 万円以下の**所得**がある方
⑤ 源泉徴収された所得税は年末調整ですべて還付されたが、来年度の住民税を減額させるために扶養控除や医療費控除などを適用させたい方
⑥ 村外の方の扶養親族になっている方

上記の場合は確定申告の必要はありませんが、来年度の住民税を算定するには、収入（ある / ない）が分からないと、未申告者となり、国民健康保険税や介護保険料などの算定に影響を与えます。

さらに、同じ世帯の方の税金や保険料にまで影響がある場合もあります。また、住民税の算定ができないため、所得課税証明書の発行もできません。

以上のことから、上記に該当する方は必ず住民税申告をするようお願いします。

住民税申告をしたい方は、**予約の必要はありません。2 月 16 日㈮から 3 月 15 日㈮**の期間中に役場税務課の窓口へお越しください（※ 申告会場ではありません）。

確定申告が必要なのか、それとも住民税申告が必要なのか判断が難しい方はお気軽に役場税務課へお問い合わせください。

村ホームページはこちら

問 税務課
☎ 25-1113

③ 申告を行う際の注意点

□ **次の内容を申告に含む方は、村で受付ができません。白河税務署もしくは e-Tax で申告していただきますようお願いします。**
〇 青色申告　〇 消費税申告　〇 土地等譲渡所得　〇 金融所得（分離）
〇 住宅借入金等特別控除（初年度）　〇 雑損控除
□ 収支内訳書や医療費控除の明細書等は作成が義務化されていますので必ず作成してからご来場ください。
□ 年末調整済の給与所得以外の所得が 20 万円以下の場合は、確定申告（所得税）は必要ありませんが、住民税申告（村県民税等）は必要となりますのでご注意ください。また、給与所得以外の所得が 20 万円以下の場合でも、所得税の還付を受けるために確定申告をする場合には、給与所得以外の所得も併せて確定申告する必要があります。
□ ふるさと納税ワンストップ特例申請をした方が確定申告をする場合は、ワンストップ特例制度の申請が無効となりますので、寄附金控除の適用を受けるためには受領書などの添付または提示が必要となります。

④ 村での申告の際に持参するもの

▶ 全ての方

□ マイナンバーカード
□ 申告者本人の預金通帳（銀行名、支店名、口座番号等がわかるもの）
□「利用者識別番号」をお持ちの方は、それがわかるもの（税務署からの「確定申告のお知らせ」はがきや、確定申告の際に交付された利用者識別番号の通知書など）

▶ 農業、営業等、不動産収入のある方

□ 収支内訳書（ご自身で作成し持参してください）
□ 関係帳簿、農業所得者用の収支内訳書作成の手引きなど

▶ 給与所得者、年金受給者

□ 源泉徴収票（全ての会社または年金支払者のものをお持ちください）

▶ その他の収入がある方

その他の収入金額がわかる書類（例として下記）
□ 個人年金や報酬などの支払調書
□ シルバー人材センターからの配分金支払証明書

▶ 所得控除、税額控除を受ける方

令和 5 年中に支払った次のもの
□ 国民年金保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、寄附金（ふるさと納税含む）の支払証明書または領収書
□ 個人型確定拠出年金の払込証明書
□ 各種保険料控除証明書（一般生命保険、介護医療保険、個人年金、地震保険など）
□「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」（領収書や医療費のお知らせなどをあらかじめ集計し、ご自身で作成し持参してください）

▶ 障害者控除を受ける方

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書

※「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」などの様式は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/syotoku/r05.htm）からダウンロードしていただくか、税務署・役場税務課窓口でも配布します。

国税庁ホームページ

※ 申告にあたり書類に不足がある場合は、申告相談の受付ができない場合がありますのでご注意ください。

令和６年４月１日から「ごみ処理料金」が変わります

ごみの減量化と分別・資源化の促進、排出量に応じた費用負担の公平性を図るため、平成 11 年 10 月よりごみ処理経費の約 1/2 を負担いただいているところですが、開始から 24 年が経過し、ごみ処理経費が著しく増大していることから、現在の処理単価に合わせた料金に改正するものです。

▶ **新料金**

● **施設への自己搬入**

家庭系ごみ自己搬入 可燃・不燃ごみ		150 円 /10kg
事業系ごみ自己搬入 可燃・不燃ごみ ※ 不燃ごみは許可業者のみ		200 円 /10kg
処理困難なごみ（※ 1）	廃家電 4 品目	1,700 円 /1 台
	タイヤ	600 円 /1 本
	畳	500 円 /1 枚

● **粗大ごみ戸別収集（※ 2）**

収集運搬料金		1,500 円 /1 回
処理料金	廃家電 4 品目	1,700 円 /1 台
	タイヤ	600 円 /1 本
	その他	500 円 /1 点

（※ 1）「処理困難なごみ」は品目別料金となります。
（※ 2）粗大ごみ戸別収集は「収集運搬料金＋処理料金」の合計額となります。

問 白河地方広域市町村圏整備組合　衛生課
☎ 28-3558

シルバー人材センター会員募集について

公益社団法人白河・西郷広域シルバー人材センターでは、健康で働く意欲のある 60 歳以上の方を常時募集中です。お仕事は、臨時的、短期的、軽作業をお願いしています。

▶ **入会説明会**
2 月 20 日㈫、3 月 15 日㈮

▶ **開催場所**
マイタウン白河

2 月 20 日㈫は西郷支所でも同時開催しますのでぜひご参加下さい。日程が変更になる場合もありますので、事前に西郷支所までご確認ください。

問（公社）白河・西郷広域シルバー人材センター　西郷支所
☎ 25-5128

西郷村で事業を営む中小企業者のみなさんへ

専門家による事業再構築、事業再興に向けた事業計画の策定経費の一部を助成します

新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため村内中小企業・小規模企業が、専門家から新分野展開や業態転換等の事業再構築、事業再興に向けた事業計画の策定に要した経費の一部を補助します。

▶ **補助対象者**
① 国の「事業再構築補助金」または「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の申請のための計画、またはオールふくしまサポート委員会において必要と認められた事業計画を策定した村内事業者
② 村税に滞納がないこと

▶ **補助対象経費**
各事業計画の策定に要する費用
（例）
・専門家に対する謝金・旅費
・専門家によるコンサルティングまたは研修に係る費用

▶ **補助額**

補助対象経費	補助額（基本枠）	補助額（上乗せ枠）	補助率	上限
事業再構築補助金の計画策定経費	10 万円	20 万円	1/2	30 万円
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の計画策定経費	10 万円	10 万円		20 万円
オールふくしまサポート委員会において必要と認められた事業計画策定経費	20 万円	―		20 万円

※「事業再構築補助金」または「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」に係る事業計画において DX または GX を踏まえた取組みを行う場合に上乗せします。

▶ **必要書類**
① 補助金交付申請書
② 補助金交付請求書
③ 策定した事業計画の内容が確認できる書類の写し
④ 補助の対象となる経費を支払ったことがわかる書類の写し
⑤ オールふくしまサポート委員会経営支援カルテの写し

詳しくは下記までお問い合わせください。

村ホームページはこちら

問 産業振興課（商工係）
☎ 25-1116
mail：shoukou@vill.nishigo.lg.jp

西郷村で事業を営む中小企業者のみなさんへ

早期経営改善計画・経営改善計画の策定経費の一部助成について

新型コロナウイルス感染症の影響や原材料価格、燃料費等の高騰により、厳しい経営環境におかれている村内中小企業・小規模企業の経営改善を促進し、「強い企業」づくりを進めるため、「早期経営改善計画」および「経営改善計画」の策定経費を一部補助します。

▶ **対象事業者**
以下の要件全てを満たす事業者
① 認定支援機関の支援を受けて、「早期経営改善計画」または「経営改善計画」を策定した村内事業者
② 村税に滞納がないこと

※ 認定支援機関とは、中小企業等経営強化法に基づき認定された経営革新等支援機関のこと。
商工会、商工会議所、金融機関、税理士、公認会計士や弁護士等が認定支援機関として認定されています。

▶ **補助対象経費**
福島県中小企業活性化協議会へ「事業利用申請書」を提出し、受理されて策定した「早期経営改善計画」または「経営改善計画」にかかる次の経費
・認定支援機関が行う計画策定支援費用（モニタリングに係る費用を除く）

▶ **補助額**
① 早期経営改善計画　**上限 10 万円**
（計画策定経費－協議会補助金）
② 経営改善計画　**上限 50 万円**
（計画策定経費－協議会補助金－信用保証協会補助金）

▶ **必要書類**
① 補助金交付申請書
② 補助金交付請求書
③ 業務別請求明細書の写し
（認定支援機関が協議会へ提出したもの）
④ 計画策定費用支払通知書の写し
（協議会が認定支援機関へ送付したもの）
⑤ 経営改善計画策定費用補助決定通知書
（保証協会の補助対象となる場合）

※ 様式は村ホームページでダウンロードできます。

村ホームページはこちら

問 産業振興課（商工係）　☎ 25-1116
mail：shoukou@vill.nishigo.lg.jp

令和 5 年度 ハローワーク白河

介護職ミニ面接相談会開催について

介護の事業所を 4 社招いて、直接担当者と相談や面接ができる「介護職ミニ面接相談会」を開催します。

仕事の内容や、やりがい等について事業所より説明をいただきますので、介護職に興味のある方は是非ご参加ください。なお、事前予約制となります。

▶ **日時**
2 月 15 日㈭　13:30 ～ 15:30

▶ **場所**
ハローワーク白河　地下会議室

▶ **申込方法**
下記までお電話ください。

問 ハローワーク白河 職業相談部門
☎ 24-1256

全国の窓口で戸籍証明書等が請求できるようになります

戸籍法の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月 1 日から施行され、これまで本籍地市区町村窓口でしか請求できなかった戸籍証明書等について、本籍地以外の窓口でも請求できるようになります。この改正によって、転籍等により本籍地が複数あった方や、本籍地を管轄する市区町村が遠くにある方でも、近くの窓口で戸籍証明書等の請求ができます。ただし、請求できる方は本人や配偶者等に限られ、代理人からの請求はできませんので注意が必要です。

詳しくは、法務局戸籍課または住民生活課までお問い合わせください。

問 福島地方法務局戸籍課　☎ 024-534-1933
問 住民生活課（住民生活係）　☎ 25-1114

税理士記念日

税の無料相談会の開催について

▶ **日時**
2 月 23 日㈮　10:00 ～ 16:00

▶ **場所**
白河市産業プラザ・人材育成センター
2 階研修室（白河市中田 140）

▶ **その他**
事前予約は必要ありません。申告書等に関する関係書類をご持参ください。

問 鈴木隆司税理士事務所　☎ 27-0316

西郷搦目線（西郷高原大橋）自転車専用通行帯の設置について

西郷搦目線（西郷高原大橋）において、歩行者の安全性の確保のため自転車専用通行帯（自転車レーン）を設置しました。

自転車専用通行帯（自転車レーン）は、道路標識等により、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯を指定したもののことをいいます。

青色塗装と白色の区画線により自転車の走行場所と進行方向（車道の左側一方通行）を示しています。自動車やバイクは走行できないため、それぞれの通行位置が明確になり、自転車の安全が確保されます。

自転車専用通行帯（自転車レーン）のルールとマナーを守り、安全な走行を心がけましょう。

※ 13 歳未満児童、幼児又は 70 歳以上の高齢者は歩道も通行することができます。

問 建設課（管理係） ☎ 25-1117
問 白河警察署 ☎ 23-0110

西郷村子どもの安全見守り隊 隊員募集について

通学路などにおける村内の子どもたちの安全を守る、見守り隊員を募集しています。子どもたちが安心して登下校できるよう、挨拶、声掛け、交通指導などを行い、学校と地域が連携して、安全を確保する活動です。

ご協力いただける方は、お近くの村立小・中学校までお問い合せください。

村ホームページはこちら

問 学校教育課
☎ 25-2370

創業セミナー開催について

西郷村では、西郷村商工会と連携し、村内で創業する人を支援するため、下記のとおり創業セミナーを開催します。

▶ **日時・内容**

・第 1 回　令和 6 年 2 月 3 日㈯　9:30 ～ 12:30
「起業家 10%の壁を越えていこう」
起業の心構え / 理念のデザイン化など

・第 2 回　令和 6 年 2 月 3 日㈯　13:30 ～ 16:30
「事業デザインで未来を切り拓こう」
事業コンセプト / お客様の声 / 絞込みなど

・第 3 回　令和 6 年 2 月 10 日㈯　9:30 ～ 12:30
「一番商品づくりに全力投球しよう」
商品を磨く / 伝える / 売れ続ける仕組など

・第 4 回　令和 6 年 2 月 10 日㈯　13:30 ～ 16:30
「差別化しよう / 数字に落とそう」
資金計画 / 収支計画 / プラン作成など

・第 5 回　令和 6 年 2 月 17 日㈯　13:30 ～ 16:30
「あなたの思いを伝えよう」
ビジネスプランとミニプレゼン

問 西郷村商工会
☎ 25-1266

令和 6 年 4 月から相続登記が義務化されます

相続登記の手続きについて

土地や建物の所有者（登記名義人）が亡くなった場合、登記申請を行い、所有者（登記名義人）を変更する必要があります。申請には登記申請書を作成し、除籍謄本、戸籍謄本、遺産分割協議書などを添付していただく必要があります。

登記申請書の作成方法や必要書類は、最寄りの法務局で手続案内（事前予約制）をご利用いただくか、登記手続に関する法律の専門家である司法書士にお気軽にご相談ください。

ホームページはこちら

問 福島地方法務局 白河支局
☎ 22-1207

国家公務員採用試験について

人事院では、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験・大卒程度試験）および一般職試験（大卒程度試験）を実施します。申込はインターネットにより行ってください。

【総合職試験（院卒者試験・大卒程度試験）】

▶ **インターネット申込受付期間**
2 月 5 日㈪～ 2 月 26 日㈪（受信有効）

▶ **第 1 次試験日**
3 月 17 日㈰

【一般職試験（大卒程度試験）】

▶ **インターネット申込受付期間**
2 月 22 日㈭～ 3 月 25 日㈪（受信有効）

▶ **第 1 次試験日**
6 月 2 日㈰

【一般職試験（高卒者試験）】

▶ **インターネット申込受付期間**
6 月 14 日㈮～ 6 月 26 日㈬（受信有効）

▶ **第 1 次試験日**
9 月 1 日㈰

なお、申込方法や受験資格等の詳しい内容は、人事院ホームページの「国家公務員試験採用情報 NAVI」または下記にお問い合わせください。

ホームページはこちら

問 人事院東北事務局　第二課　試験係
☎ 022-221-2022

日本政策金融公庫

「国の教育ローン」のご案内

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

▶ **ご融資額**
お子さま 1 人につき 350 万円以内

▶ **金利**
年 2.25%　※ 母子家庭の方などは年 1.85%（令和 5 年 11 月 1 日現在）

▶ **返却期間**
18 年以内

ホームページはこちら

問 教育ローンコールセンター
☎ 0570-008656（ナビダイヤル）　☎ 03-5321-8656

生ごみ処理機等購入費補助金について

家庭から出る生ごみの減量化および再生利用を促進し、生活環境の向上を図るため、予算の範囲内で生ごみ処理機等の購入に対し補助金を交付します。

▶ **対象者**
西郷村に住所を有し、個人の厨房等から生ずる生ごみの処理機等を令和 5 年 4 月 1 日以降に新たに購入し設置する方

▶ **補助額**
総事業費の 2 分の 1 以内の額または下記の限度額のいずれか低い額
・生ごみ処理容器　2,000 円
・電動生ごみ処理機　20,000 円

▶ **必要書類**
① 購入時の領収書もしくは、レシート (購入先、内訳、製品の名称などが分かるもの)
② 対象機器等の写真
③ メーカー保証書の写し (電動生ごみ処理機のみ)
④ 収支決算書
⑤ その他村長が必要と認める書類

▶ **申請方法**
必要書類を持参し、環境保全課まで申請してください。

村ホームページはこちら

問 環境保全課
☎ 25-2197

下水道への異物混入に関する注意喚起とご協力のお願い

下水道への異物混入によるマンホールポンプの故障や、油による下水道管の詰まりが多発しています。

この詰まりが原因で、最悪の場合、ご家庭から汚水があふれだす恐れがあります。

下水道はなんでも流せるわけではありません。下水道使用にあたり、水に溶けないものは決して流さないように、ご協力お願いします。

▶ **下水道へ流してはいけないもの**

下水道の故障の主な原因として下記のものがあります。

・野菜くず、残飯、髪の毛、生理用品、布類などの固形物
・油、廃油などの下水道の中で固まるもの

また、ガソリンや灯油などの石油類、アルコール類など揮発性の高い危険物を流すと下水道で爆発を起こす原因となりますので絶対に流さないようお願いします。

村ホームページはこちら

問 上下水道課
☎ 25-2912

二種混合・日本脳炎 定期予防接種について

【二種混合（ジフテリア・破傷風）予防接種】

▶ **対象者**
小学 6 年生（予診票は村内の各小学校を通じて令和 5 年 4 月に配布済）

▶ **実施場所**
白河市及び西白河管内の指定医療機関

▶ **持参物**
予防接種予診票、母子健康手帳

▶ **料金**
無料

※ 予診票がない場合は、保健福祉センターで配布しています。**必ず母子手帳をご持参ください。**

【日本脳炎予防接種】

▶ **対象者**
① 小学 4 年生（予診票は村内の各小学校を通じて令和 5 年 4 月に配布済）
② 特例対象者の方
平成 7 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれの 20 歳未満の方（**20 歳の誕生日を迎えると受けることができません**）

▶ **実施場所**
白河市及び西白河管内の指定医療機関

▶ **持参物**
予防接種予診票、母子健康手帳

▶ **料金**
無料

※ 予診票がない場合は、保健福祉センターで配布しています。**必ず母子手帳をご持参ください。**

村ホームページはこちら

問 健康推進課
☎ 25-1115

高齢者の 肺炎球菌予防接種はお済ですか？

令和 5 年度の対象の方には、うす緑色の接種券を令和 5 年 4 月に発送しています。令和 6 年 3 月 31 日まで接種が可能です。なお、令和 6 年度以降の定期接種（公費）の対象者は 65 歳のみとなります。

70 歳から 100 歳まで（5 歳刻み）の年齢の方を対象とするのは、国が予防接種法で定めた延長措置であり、令和 6 年 3 月 31 日までとなっています。

※ 一生涯に 1 回のみの助成になります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

村ホームページはこちら

問 健康推進課
☎ 25-1115

新型コロナウイルスワクチン 秋冬接種について

秋冬接種を実施しています。**無料で接種できる期間（特例臨時接種）は令和 6 年 3 月 31 日までとなっています。**令和 6 年 3 月までの接種日程は確定していますので、接種をご希望の方は、下記の方法でお早めにご予約ください。過去に村から送付された接種券をお持ちの方は、そちらを使用して接種を受けることができます。秋冬接種は一人 1 回の接種です（令和 5 年 9 月 20 日以降の接種は秋冬接種となります）。

▶ **予約について**
① インターネット予約の場合
下記 QR コードへアクセスしご予約ください。
② 電話予約の場合
☎ 0248-25-1115　8:30 ～ 17:15（平日のみ）

▶ **西郷村に転入された方へ**
他市町村より転入された方は、申請が必要となりますので、下記までお問い合わせください。

村ホームページはこちら

問 健康推進課
☎ 25-1115

男性の風しん抗体検査・ 予防接種について

高熱や発疹が起きたり、生まれてくる赤ちゃんに障がいが起きたりするため、風しんの感染を拡大させないよう、抗体検査を受け必要な予防接種を受けましょう。昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性の方は、過去に風しんの公的予防接種が行われていないため、風しん抗体が不十分な可能性があります。対象の方には無料クーポン券を送付しています。

【男性の風しん抗体検査・予防接種】

▶ **対象者**
昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性
※ 予防接種は、抗体検査の結果、十分な抗体がない方が対象となります。

▶ **料金**
令和 4 年 4 月に無料クーポン券を送付しています。1 回のみ使用可能で、使用期限は令和 7 年 3 月までです。紛失された方、転入前の市町村で抗体検査を受けずに転入された方は、下記までお問い合わせください。

▶ **実施場所**
白河市及び西白河管内の指定医療機関

村ホームページはこちら

問 健康推進課
☎ 25-1115

「にし GO ココカラ元気プロジェクト」 参加台紙の提出について

村では健康づくり事業として、「にし GO ココカラ元気プロジェクト」を開始しています。

▶ **対象者**
にし GO ココカラ元気プロジェクトの A コースから F コースまでの健康づくりに取り組んでいる方

▶ **提出物**
チャレンジ参加台紙、ふくしま健民カードコース【記入台紙】等、健康づくりの取り組みが確認できるもの

▶ **提出方法**
① 保健福祉センター内健康推進課窓口へ提出
または保健福祉センター入口横の郵便受けに提出
② 郵送で提出
〒 961-8061　西郷村大字小田倉字上川向 76-1
保健福祉センター　健康推進課（保健係）宛
③ メールで提出　kokokara@vill.nishigo.lg.jp

※ F コース【ふくしま健民カードコース】ふくしま健民アプリで参加されている方で、10,000 ポイント以上蓄積されている方は、ふくしま健民アプリがインストールされているスマートフォンと身分証明書を持って、健康推進課窓口へ直接申請をお願いします。

▶ **提出期限**
3 月 15 日㈮

▶ **その他**
健康推進課で把握している参加者の方には、3 月中に商品券の交換について案内を送付しますので、ご確認ください。

初回の方はカードのランクに応じて商品券を交換しますが、令和 4 年度に申請している方は、令和 4 年度申請時点のポイントからの獲得ポイント数に応じて、商品券の交換をします。

（例）

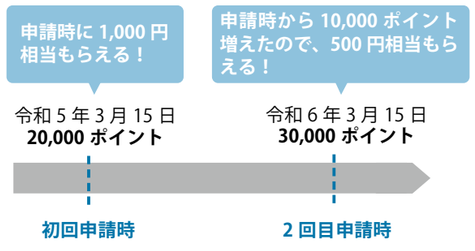

村ホームページはこちら

問 健康推進課
☎ 25-1115

マイナ保険証をご利用ください

改正マイナンバー法の施行により、令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の保険証は発行されなくなります。マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がお済みでない方は、次のとおりご準備ください。

▶ **登録方法**

【ステップ 1】
マイナンバーカードを申請する
いずれかの方法で申請してください。
① オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
② 郵便による申請
③ まちなかの証明写真機からの申請
④ 役場および行政サービスセンター窓口

【ステップ 2】
マイナンバーカードを健康保険証として登録
いずれかの方法で登録してください。
①「マイナポータル」から行う
② セブン銀行 ATM から行う
③ 医療機関・薬局の受付で行う

▶ **一体化のメリット**

① データに基づく最適な医療が受けられる
過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され（＊ 1）データに基づく最適な医療が受けられるようになります。
（＊ 1）マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

② 転職や転居などによる保険証の切り替えや更新が不要
今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。
※ なお、新しい保険者への加入手続は必要です。

③ 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除
限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。

ご不明な点は、マイナンバー総合フリーダイヤルまでお問い合わせください。

ホームページはこちら

問 マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120-95-0178

令和６年度
農作業労賃の水準額について

農作業労賃の水準について情報提供をしますので、お互いに効率的な農業経営をしましょう。
なお、この料金は、契約の際の目安となるものです。お互い尊重して料金を設定しましょう。

作業名			単位	水準（円）	摘要
機械	田畑耕起（ロータリー）		10a あたり	7,000	土地の条件で勘案する ○圃場条件は基盤整備後の乾田を標準とする ○圃場条件等で特に勘案する必要のある時は当事者間で調整 ○耕耘深度は 15cm を標準とする
	田畑耕起（プラウ）		10a あたり	8,000	
	代かき		10a あたり	8,000	田植可能まで
	田植		10a あたり	7,000	20 箱標準、他両者協議
	田植（直播）		10a あたり	8,500	
	調整（米）		60kg あたり	800	
	あぜぬり		1m あたり	60	
	稲刈	コンバイン	10a あたり	30,000	刈取・脱穀・乾燥・調整まで
		コンバインベーラ	10a あたり	20,000	稲 WCS ※ ラップフィルム代金別途
	デントコーン収穫（ロール）		10a あたり	20,000	※ ラップフィルム代金別途
	ブームスプレーヤ		10a あたり	3,300	薬剤散布 ※ 薬剤代金別途
一般農作業			1 人	8,500	作業内容に応じ、機械の持込等がある場合には当事者間で協議する

▶ **その他**
- 消費税は含まれていません。
- 水準表に定めのない事項については、双方で協議の上決めてください。
- その他農地に関することについては、農業委員会までご相談ください。

村ホームページはこちら

問 農業委員会事務局　☎ 25-2946

令和６年度
水稲予約種子の配布日程について

今年使用する水稲種子を配布しますので、注文された方は引き取りにお越しください。

▶ **日時**
2 月 19 日(月)～ 21 日(水)　9:00 ～ 16:00

▶ **配布日**

配布日	配布地区名
2 月 19 日(月)	米全域・長坂・柏野・南・狸屋敷・羽太原・中久保・上羽太・中羽太・虫笠・真名子・鶴生・高助・段ノ原
2 月 20 日(火)	追原・折口・真船・田土ヶ入・折口原・上下熊倉・谷地中・山下・西原・後原・間の原
2 月 21 日(水)	上下新田・原中・上野原・上下芝原・馬場坂・一の又・黒川・大清水・稗返・赤坂・大平・黒森

▶ **配布場所**
JA 夢みなみ西郷支店（白河市真舟 10-3）

※ 当日都合が悪い方は、別な日にお越しください。また、当日変更がないように確認しておいてください。変更・追加注文の場合、当日お渡し出来ないこともありますのでご了承ください。

問 JA 夢みなみ西郷支店　☎ 27-1800

こども医療費助成事業現物給付の拡大について

令和６年２月より、こども医療費が現物給付となる対象地域が全国へ拡大します。
対象となる受給者の方には新しい受給資格証を１月 25 日付で郵送しています。令和６年２月からは新しい受給資格証を医療機関でご提示ください。古い受給資格証は、回収を行いませんので、個人情報に留意の上、ご自身で破棄してください。

▶ **現物給付とは**
医療機関窓口で保険証と受給資格証を提示することで、原則、保険診療分の医療費を支払うことなく医療サービスを受けられるものです。

▶ **対象者**
社会保険に加入の 18 歳までのお子さま（出生の日から 18 歳に達する日以降の最初の３月 31 日までのお子さま）
- 国保組合に加入のお子さまへも受給資格証を発行しますが、現物給付の対象範囲は福島県内となります。
- 西郷村国民健康保険加入の方には、受給資格証の発送はありませんので、これまでどおり保険証のみをご提示ください。現物給付の対象範囲は福島県内となります。

対象とならない場合
以下の場合は今までどおり窓口での申請が必要となります。
- 現物給付に対応していない医療機関を受診された場合
- 治療用眼鏡、装具等の作成を行った場合
- 受給資格証の提示を行わずに受診した場合
- 柔道整復（マッサージ、はり、きゅうなど）の治療を受けた場合
- 国保組合加入者で自己負担 21,000 円以上の場合

▶ **変更内容**

給付方法（現行）	
白河市 西白河郡内	現物給付
白河市 西白河郡以外	窓口申請
自己負担 21,000 円以上	窓口申請

給付方法（令和６年２月～）	
白河市 西白河郡内	現物給付
白河市 西白河郡以外	現物給付
自己負担 21,000 円以上 ※ 国保組合加入者は除く	現物給付

▼ **新受給資格証みほん**

村ホームページはこちら

問 福祉課（子ども給付係）
☎ 25-1509

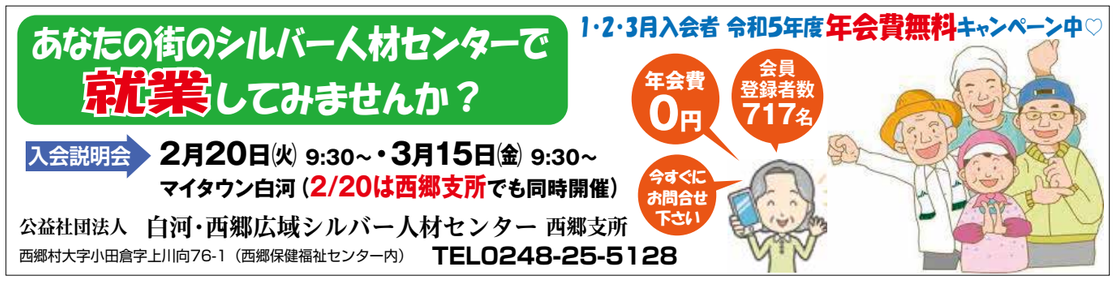

にしごうの話題 topics

12/21
防衛行政の発展
東北防衛局長から感謝状

▲中野東北防衛局長と村長

東北防衛局長より、防衛業務の円滑かつ適正な運営と防衛施設の安定的な使用に協力していることへの感謝として、村長へ感謝状が贈呈されました。

12/19
クリスマス
さわやか高原森のカフェ

▲認知症地域支援推進員によるレクリエーション

保健福祉センターで今年度最後の森のカフェを開催しました。今回は、クリスマスカフェということで、マジシャンのマジックショーや、理学療法士によるレクリエーションを楽しみながら、参加者同士で交流しました。

12/8
コマで対決
西郷村コマ対戦 12 月場所

▲コマ対戦の様子

東京第一ホテルで、コマ対戦が開催されました。県内の事業所や学校などのチーム戦で、相手のコマより長く回すことを競うトーナメント部門と単独回転時間部門で熱戦が繰り広げられました。対戦終了後は交流会が開催されました。

12/26
にしごう地域活性盛り上げ隊
今年の活動を村長へ報告

▲報告をする隊員の皆さん

中高生で構成された団体、にしごう地域活性盛り上げ隊の隊員 5 名が村長へ活動報告を行いました。10 月に開催されたイベント「ごみ退治大作戦 in にしごう」を中心に映像を使い報告し、来年の活動や抱負等を述べました。

12/21
チーム・選手を称えて
西郷村野球連盟表彰式

▲表彰されたベストナイン選手と会長（後列右）

西郷村野球連盟の表彰式が白河市のハウスオブベルヴィ白河で行われました。各チームで活躍した選手 9 名と、村長旗大会や村議長杯等の各種大会で優勝・準優勝したチームが表彰されました。

12/19
危険業務従事者叙勲
瑞宝単光章受章の報告

▲受章を報告した関根さん

元白河地方広域市町村圏整備組合消防指令長の関根洋巳さんが、危険業務従事者叙勲で瑞宝単光章を受章し、村長へ報告しました。関根さんは長年にわたり消防業務に従事し、消防行政の発展に貢献し勲章を授与されました。

12/14
メリークリスマス
川谷保育園児訪問

▲園児たちからプレゼントを受取る村長

クリスマスのイベントとして、川谷保育園の園児 16 名が来庁し、村長にクリスマスの歌と手作りのクリスマスリースをプレゼントしました。アンコールにも応え、大きな声でクリスマスの歌を披露してくれました。

フットパスで西郷の魅力を再発見！

『全国フットパスの集い 2023 in 西郷村（にしごうむら）』のコース紹介！　ー上野原・原中編ー

西郷村では地域活性に繋がる事業として、官民連携でフットパスに取り組んできました。令和 5 年 10 月 28 日、29 日に開催した「全国フットパスの集い 2023 in 西郷村（にしごうむら）」から上野原・原中コースをご紹介します。

馬と軍馬補充部　上野原・原中コース

西郷村発展の基礎となった「馬産」に深いつながりのある地域を歩くコースです。
旧陸軍の軍馬育成施設「軍馬補充部白河支部」の事務所や官舎、福島種馬所があったエリアになります。
イベント用ではなく常設コースですので、ぜひ地図を参考に散策してみてください。印刷した MAP も観光協会に置いてあるほか、村のホームページから印刷用データもダウンロードできます。

村ホームページはこちら

問 産業振興課（観光係）　☎ 25-1116

寄附・寄贈への感謝

〇信越化学労働組合
白河支部
教育のため

〇折口原開拓全史編集委員会
折口原開拓全史　30 部寄贈
ご興味がある方は、下記までお問い合わせください。
問 山本勝治　☎ 25-0886
問 森下富夫　☎ 25-2563

▲寄贈された折口原開拓全史

寄附して頂きありがとうございました

1/4・12　能登半島地震
被災地へ支援物資の輸送

▲支援物資輸送の準備をする職員

西郷村では、1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震の被災地（加賀市、輪島市）へ支援物資を輸送しました。輸送した支援物資は、水 520 本、アルファ米、カレーなどの非常食 2,440 食、ブルーシート 37 枚です。

1/5　自然公園関係功労者
環境大臣表彰を報告

▲表彰の報告をした安治さん

環境省より自然公園関係功労者として、西郷山岳会会長の安治章一さんが環境大臣表彰を受け村長に報告しました。安治さんは日光国立公園で、平成 8 年から施設の維持管理、夏山・冬山遭難救助訓練、植林活動に力を注ぎました。

1/7　街の相談パートナー
人権擁護委員周知活動

▲人権擁護委員の活動の様子

20 歳の成人式の会場で、人権擁護委員の活動が行われました。委員は人権相談を受けたり、人権侵害の被害者を救済したりしていて、若者にも人権について関心を持ってもらえるよう啓発活動を行いました。

1/7　火災ゼロを目指して
西郷村消防団出初式

▲整列する団員

西郷村消防団の出初式が村文化センターで行われ、来賓の方 6 名と消防団関係 40 名が参加しました。式では消防団として防災・減災に努め、消防力を高めるように統監の村長からの訓示や鈴木団長の挨拶がありました。

今月の納税・納付

2/29（木）

前日までに口座入金、期限内に納付をお願いします。

固定資産税（4 期）
国民健康保険税（8 期）
介護保険料（8 期）
後期高齢者医療保険料（7 期）

健康がもっと楽しくなる 健康コラム

第23回 今回のテーマ「健診受診者の疾病傾向について」

令和４年度　健診受診者の有所見者状況（それぞれの項目について割合％で表示）

対象者	BMI 25 以上	腹囲 男性 85cm 以上 女性 90cm 以上	空腹時血糖（食後 3.5 時間以上）100mg/dl 以上	HbA1c 5.6%以上	尿酸 7.0mg/dl 超過
村総数（1,245 人）	31.4	40.8	35.7	62.3	11.2
村男性（574 人）	35.0	55.4	44.9	62.5	20.6
村女性（671 人）	28.3	28.3	27.7	62.1	3.1
国総数（6,875,033 人）	27.1	35.0	24.8	57.1	6.5
県総数（121,670 人）	31.1	38.4	36.8	60.2	5.0

今月は、国民健康保険加入者 40 ～ 74 歳の特定健診受診者の疾病傾向についてお伝えします。

上記表は、健診項目について、正常範囲をはずれ、異常値となっている有所見者状況です。西郷村は、BMI、腹囲、空腹時血糖、HbA1c、尿酸の有所見者の割合が国、県と比較して高く、男性の約 3 人に 1 人、女性の約 3.5 人に 1 人が肥満です。

BMI や腹囲が異常値の場合は摂取エネルギーの過剰が疑われ、それに伴う肥満は生活習慣病を招く恐れが高くなります。空腹時血糖、HbA1c や尿酸が異常値の場合は、血管を傷付け、糖尿病や腎臓病、高尿酸血症（痛風）などを引き起こすといった影響が懸念されます。

異常値が出ると心配になりますが、早期発見により、早期治療へ繋げることができます。ぜひ健診結果で自分の現状値を知り、生活習慣病を防ぐために、日々の生活を見直してみましょう。

健康ワンポイントアドバイス

よく眠れていますか？質の悪い睡眠習慣は、生活習慣病の発症や、症状の悪化などのリスクを高めます。快眠のための生活習慣には、「運動」「入浴」「光浴」が欠かせません。

【運動】ストレッチなど負荷の少ない有酸素運動を就寝の 3 時間前に行うことが有効です。

【入浴】就寝の 2 ～ 3 時間前が効果的です。38 ～ 41 度のぬるめのお湯に 15 分を目安に入浴しましょう。

【光浴】起床後、太陽の光を浴びることで体内時計を 24 時間に調節します。太陽光は、曇りの日でも蛍光灯の約 100 倍の照度があり、体内時計の調節に欠かせません。就寝前のスマートフォンなどのブルーライトは体内時計を遅らせますので、注意が必要です。

次回は、「がん健診について」 です。

健康のことや人間ドックを含む健康診断の結果などで気になることがありましたら、下記までご相談ください。保健師・管理栄養士がご相談に対応します。

問 健康推進課　☎ 25-1115

にしごうの文芸

西郷村俳歩句会

小雪舞う　予測不能な地球かな　鈴子

小春日や　青春たどる汽車の旅　容子

小さき手　星冴ゆる夜の願い事　千恵子

炉開や　名炭てふ誉め言葉　ゆき子

西郷文芸クラブ

今月の俳句

群すずめ　宿定まりて静かなり　岸　ユキ子

あやされて　笑う赤子や風光る　菊地　芳枝

公園の　遊具新し草紅葉　清水　ヒロ子

トンネルを　出れば雪原昭和村　福田　四郎

村内の文芸サークル会員の素晴らしい作品を毎月ご紹介しています。入会したい方はぜひご連絡ください！

村民主役の村づくりの実現を　～令和６年 新春村民の集い～

１月 13 日、令和６年 西郷村新春村民の集い（主催：西郷村、教育委員会、議会、商工会）が、グランドエクシブ那須白河で開催され、出席者 204 名が今年一年の躍進を誓いました。

会では村長から「子育て支援と、若い人が夢を持ち、高齢者が生きがいや安らぎの持てる村づくりで、人口の拡大を図っていきたい」とあいさつがありました。

また、当日会場にて受付した令和６年能登半島地震義援金は 70,560 円となりました。みなさまの温かいご支援、ご協力に感謝申し上げるとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

なお、村民の集いの収支報告は、下記のとおりです。

【収支報告】

▼収　入		▼支　出	
参加費	612,000	飲食代	612,000
来賓芳志 その他	60,000	謝礼	60,000
合　計	672,000	合　計	672,000

令和５年度　西郷村地域学校協働活動本部事業

西郷村地域学校協働活動本部事業の成果について

令和５年度も、地域・家庭・関係機関のみなさまのご理解とご協力により、西郷村地域学校協働活動本部事業（学校支援・学習支援・放課後子ども教室）を実施することができました。それぞれの活動では、次のような成果が見られました。次年度も本部事業を継続していく予定です。

- 「学習支援（ステップ・フリー学習教室）」では、個に応じたきめ細かな指導で、学習意欲の向上にもつながった。
- 「放課後子ども教室」では、各教室で活動スタッフが連携して、子どもたちとともに楽しく充実した活動ができた。
- 地域のみなさまの学校支援（授業支援・環境整備等）により教職員の負担が軽減され、子どもと向き合う時間の確保ができた。また、子ども達も地域住民と触れ合う機会が増え、地域コミュニティの活性化に繋がった。

▲評価・検証委員会の視察

▲防災授業の様子

▲ステップフリーの理科実験の様子

問 生涯学習課　☎ 25-2371

図書室だより

☆ 図書室からのお知らせ

図書室では、県立図書館の移動図書館「あづま号」を利用して、半年ごとに 200 冊の本を借りています。

今回は、「県立図書コーナー」から絵本と児童書を紹介します。あづま号の本は、今年の６月まで借りていますので、ぜひご利用ください。

☆ ２月の読み聞かせ会・イベント

27 日(火)　よみきかせ会
10:30 ～　図書室

☆ ２月の休館日

5 日(月)、13 日(火)、19 日(月)、26 日(月)

おすすめ図書

一般書

集英社
猫沢家の一族
猫沢　エミ：著

破天荒で規格外な家族との日々を振り返ると、そこには確かに“愛”があった。
白河市出身の著者が綴るユーモラスでときにせつない、ファミリーヒストリー！

児童書

岩崎書店
おおじしん　さがして、はしって、まもるんだ
清永　奈穂：著

合言葉は「さがして (うさぎ)、はしって (ねずみ)、まもるんだ (かめ)」。大地震発生直後の８秒が生死を分けると言われる。子どもが一人の時、自分の身の守り方が分かる本！

絵本

フレーベル館
おにのパンツ
長谷川　義史：絵

幼稚園や保育園で大人気の童謡「おにのパンツ」は、イタリアの歌曲「フニクリフニクラ」をベースにした日本語の替え歌。あかちゃんといっしょに楽しめるうた絵本！

広報にしごう
第638号
令和6年2月1日号
毎月1回 1日発行

■発行 / 西郷村 ■編集 / 総務課広報広聴係
〒961-8501 福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 40
☎(0248)25-1111（代表） FAX(0248)25-2689

2月の行事カレンダー

今月の顔

20歳の成人式に出席した皆さん（1/7）

日	月	火	水	木	金	土
				1 ・3歳児健康診査 （保健福祉センター）	2 燃える・燃えない	3
	5 ・体育施設、図書室休館日	6 燃えるごみ ・延長窓口（18:15まで） （住民生活課・税務課・上下水道お客様センター）	7 資源ごみ ・4～5ヶ月児健康診査 （保健福祉センター）	8	9 燃えるごみ	10
11 建国記念の日	12 振替休日	13 燃えるごみ ・母子健康手帳の交付 （福祉課子育て支援センター） ・延長窓口（18:15まで） （住民生活課・税務課・上下水道お客様センター） ・体育施設、図書室休館日	14 資源ごみ	15	16 燃える・燃えない	17
18	19 ・6～7ヶ月児健康相談 ・赤ちゃんとママのふれあいひろば （保健福祉センター） ・行政相談会 （文化センター） ・体育施設、図書室休館日	20 燃えるごみ ・延長窓口（18:15まで） （住民生活課・税務課・上下水道お客様センター） ・まるごと西郷館休館日	21 資源ごみ	22	23 天皇誕生日	24
25	26 ・母子健康手帳の交付 （福祉課子育て支援センター） ・体育施設、図書室休館日	27 燃えるごみ ・延長窓口（18:15まで） （住民生活課・税務課・上下水道お客様センター） ・よみきかせ会 （10:30 文化センター）	28 資源ごみ ・幼児歯科クリニック ・6歳児歯科クリニック （保健福祉センター）	29 ・固定資産税納期限 ・国民健康保険税納期限 ・介護保険料納期限 ・後期高齢者医療保険料納期限		

※乳幼児健康診査・健康相談については、対象となる方に通知をお送りしますので、そちらをご覧ください。

2月の休日当番医

診療時間 9:00 ～ 17:00

月日	診療科目	医療機関名	所在地	☎（0248）
4日（日）	小児科	ねもとキッズクリニック	白河市	21-5623
	内科・外科	大髙整形外科	白河市	23-9988
	歯科	ひまわり歯科医院	白河市	23-5991
11日（日）	小児科	白河厚生総合病院	白河市	22-2211
	内科・外科	大髙内科胃腸科	白河市	24-1456
	歯科	永山歯科医院	白河市	27-1646
12日（月）	小児科	樋口小児クリニック	矢吹町	42-2040
	内科・外科	片倉クリニック	白河市	27-2770
	歯科	内藤歯科医院	西郷村	25-0331
18日（日）	小児科	みうら小児クリニック	白河市	28-1001
	内科・外科	片倉医院　産科・婦人科	白河市	23-2459
	歯科	円谷歯科医院	白河市	27-1255
23日（金）	小児科	にしごうキッズクリニック	西郷村	29-8725
	内科・外科	かねこクリニック	西郷村	24-3111
	歯科	芳賀医院歯科室	西郷村	25-2862
25日（日）	小児科	わたなべ子どもクリニック	白河市	21-2166
	内科・外科	くにい増見クリニック	白河市	46-2258
	歯科	早坂歯科医院	白河市	24-6480

【小児平日夜間救急外来】
・場所　白河厚生総合病院　小児科外来　☎22-2211
・時間　19:15 ～ 21:15（土日・祝日を除く）
※受診するときには、必ず事前に連絡してください。

【救急電話相談】
▼こども救急電話相談（19:00 ～翌 8:00）
8000 または ☎ 024-521-3790
▼救急電話相談（24時間対応）
7119 または ☎ 024-524-3020

西郷村公式 SNS

X（旧 Twitter）　facebook　Instagram　YouTube

人口と世帯数（1/1 現在）

区分	人数（前月比）
男	10,406（±0）
女	10,085（+3）
人口	20,491（+3）
世帯数	8,764（+2）

■ホームページ https://www.vill.nishigo.fukushima.jp/
■E-mail koho@vill.nishigo.lg.jp